

# 日本看護歴史学会理事および監事選挙規約

- 第1条 理事会は、会員から3名の選挙管理委員会を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下、「委員会」とする）を組織する。選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。
- 第2条 会費を期日までに納入した会員は、選挙権を有する。
- 第3条 入会年度を含めて3年以上を経過し、第2条に該当する会員は、被選挙権を有する。
- 第4条 選挙期日は、日本看護歴史学会会報で会員に通知する。
- 第5条 投票は、第3条に該当する被選挙人名簿の中から理事10名、監事2名に規定の印をつけるものとする。
- 第6条 開票は通知した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。
- 第7条 開票は委員会が行う。
- 第8条 以下の投票は無効とする。  
一．正規の投票用紙および封筒を用いないもの。  
二．その他、選挙の規定に反するもの。
- 第9条 得票順に上位10名の者を理事候補者として理事会に推薦する。第10位の者が複数以上あった場合に限り、該当者すべてを理事候補者とみなすものとする。  
2 得票順に上位2名の者を監事候補者として理事会に推薦する。第2位の者が複数以上あった場合に限り、該当者すべてを監事候補者とみなすものとする。  
3 同一人物が理事候補者および監事候補者に推薦された場合には、理事候補者として推薦するものとする。
- 第10条 理事会は、理事および監事候補者に対して就任の諾否を確認する。
- 第11条 理事および監事選挙の結果は、投票後に最も早い時期に発行される日本看護歴史学会会報紙上に発表し、承認は総会の場で行うものとする。
- 第12条 理事および監事の中から欠員が生じた場合の補充選挙は行わない。

## 附 則

この規約は1989年8月21日より施行する。

## 附則

この規約は1998年8月7日より施行する。

## 附則

この規約は2004年8月27日より施行する。